

# 由利地域県管理河川減災計画 取組方針

平成30年3月19日

由利地域県管理河川減災対策協議会

## 目次

1. はじめに.....	1
2. 本協議会の構成員 .....	2
3. 由利地域の概要 .....	3
4. 現状での取組み状況.....	5
5. 減災のための目標 .....	7
6. 概ね5年で実施する取組み .....	8
7. フォローアップ .....	11

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月の関東東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会再構築ビジョン」を取りまとめました。

一級河川については、国管理区間を中心に、国や沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、平成 28 年 9 月までに目標や取組方針を決定したところです。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県岩泉町の小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の方が亡くなるという痛ましい被害が発生しました。

これらを踏まえ、県管理河川においても「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組の加速が求められる中、秋田県では県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、県内 8 地域において、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「由利地域県管理河川における減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成 29 年 6 月 7 日に設立しました。

その後、平成 29 年 7 月には、前線による大雨により秋田県内各地で河川の氾濫が発生し、甚大な被害が発生しています。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「的確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために地域の取組方針を作成し、共有することとします。

また、県内の一級河川、二級河川における水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災対策協議会とも情報共有していきます。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
由利本荘市	市長
にかほ市	市長
秋田地方気象台	台長
秋田県由利地域振興局	局長
秋田県由利地域振興局総務企画部	部長
秋田県由利地域振興局建設部	部長

本議会のアドバイザーは以下のとおり。

参加機関
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

本議会の幹事会参加機関及び構成員は以下のとおり。

参加機関	構成員
由利本荘市総務部危機管理課	課長
にかほ市総務部防災課	課長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県由利地域振興局総務企画部地域企画課	課長
秋田県由利地域振興局建設部保全・環境課	課長

### 3. 由利地域の概要

本協議会では、由利地域の県管理河川を対象に減災対策を組みます。

由利地域は、県の南西部に位置し、由利本荘市（平成 17 年 3 月に旧本荘市、由利郡矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町が合併）と、にかほ市（平成 17 年 10 月に仁賀保町、金浦町、象潟町が合併）の 2 市からなり、西部は日本海に面しており、北部は秋田市、南部は山形県、東部は大仙市、横手市、羽後町、湯沢市に接しています。

総面積は、約 1450km<sup>2</sup> で、県全体の約 12% を占めており、海岸線も約 58km と県全体の約 22% を占めています。

由利地域における県管理河川は、子吉川水系の 45 河川、白雪川水系の 3 河川、衣川水系の 4 河川、奈曽川水系の 2 河川、その他水系の 7 河川、管理延長約 461km であり、このうち水位周知河川は 1 河川、非水位周知河川は 60 河川です。

#### 4. 現状での取り組み状況

由利地域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては以下のとおりです。

##### ①避難勧告等の発令者としての現状と課題

項目	現状○ と 課題●
避難勧告経験の有無	○各自治体とも現在の避難勧告基準(水害)で避難準備情報、避難勧告、避難指示は発令したことがあり、これまでに大きな遅れはありません。
体制の確保	○非常時の体制については市の地域防災計画で規定されています。 ○動員体制については、由利本荘市は地域防災計画に規定されています。にかほ市では、水害に特化した基準はなく、災害時動員初動マニュアルを活用しています。 ○長期化大規模化に対しては、由利本荘市では業務継続計画があります。にかほ市では業務継続計画は策定中となっています。 ○住民からの問合せに対しては、内容に応じて各部局で対応していますが、大規模な災害が起きた場合は防災部局で情報を集約して対応しています。 ○マスコミからの問合せについては、基本的には固定した担当者が対応しています。  ●(1)大規模で長期化した場合、職員も被災する確率が高いことや交通手段が制限されることから、体制の確保等に不安があります。 ●(2)毎年、大規模災害が発生するたびに、災対法やその他法律(水防法、土砂法など)が改正され、現場(県や市町村)の対応が増えており、特に大規模災害発生時には、現行の体制確保は困難になってきています。
現在の避難勧告等基準	●(3)避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成していますが、基準だけでなくパトロールや気象情報等と合わせた判断が必要であるため、担当者の知識と経験に左右されます。 ●(4)パトロール等により現地を確認するとともに、地域からの情報を得ながら警戒していますが、活用可能な気象予測は限定的で、より精度の高い、また、より長時間先の気象予測が望まれます。 ●(5)芋川は水位周知河川ですが、水位に関する避難勧告基準が定められていない点も大きな課題です。 ●(6)雨量、水位等の情報不足も課題となっています。
情報の入手方法と判断の根拠	○入手情報の種類、活用方法については、各市で整理されています。このうち、水防団の状況などは、課内周知用としてホワイトボードへの書き込み、詳細記録用としてパソコンでさらに詳しく記録して伝達しています。  ●(7)災害等の対応者の習熟度を高めるには、経験と知識が要求されますが、本市には専門的職員がいないため、防災課に異動後、経験知識を積むこととなります。通常業務も多い中、知識を積むための時間が不足気味であるのが課題です。(にかほ市)
避難所設置の状況	○いつ避難所を設置するかは基準はなく、状況に応じて設置しています。  ●(8)大規模な災害となり、体育館等の避難所で、不特定の避難者が混在する場合は、職員だけの運営は難しく、人手不足が懸念されます。
要配慮者施設への対応	○要配慮者施設への伝達については、個別受信機を設置したり、担当部局より連絡したりしています。 ●(9)避難確保計画のない施設もあり、避難確保計画の策定及び訓練実施の促進が必要です。

※●後ろの( )数字は課題番号

## ②発令の伝達と住民のとらえ方

項目	現状○ と 課題●
避難勧告を伝達する手段	○避難準備情報、避難勧告、避難指示は、防災行政無線、Lアラート、防災安心メール(登録制)、IP音声告知、広報車、対象地域の自治会長への電話連絡、SNS、マスコミ、消防職員等の伝達などの手段で発令・伝達を行っています。 ○避難場所や避難経路、洪水による浸水区域と土砂災害危険区域を記載した災害ハザードマップを作成し、住民に配布するとともにホームページでも周知しています。 ●(10)提供されている情報の持つ意味が十分理解されていない懸念があります。
その伝達手段で情報は届くか	●(11)100パーセントの情報伝達は不可能であるため、IP音声告知、登録制メールの利用促進呼びかけや地域(自主防災会)での防災に関する意識の共有が必要です。 ●(12)H29年7月の豪雨の際の避難勧告では避難者はおらず、実際に避難するかどうかは、住民個々の判断が大きく影響します。
「空振りを恐れない」行動規範	●(13)予想を上回る気象状況では、短時間での対応に加えて経験、知識が担当職員に要求されるため、100%の対応は難しいという課題があります。

※●後ろの( )数字は課題番号

## ③避難行動の平時の取組み

項目	現状○ と 課題●
ハザードマップの表示方法と配布方法	○由利本荘市では、各世帯への配布やホームページへの掲載によってハザードマップの周知を図っています。にかほ市では洪水ハザードマップがありません。 ●(14)計画規模を超える大規模氾濫による避難者数の増加や、避難場所、避難経路が浸水する場合に住民避難が適切に行えないことが懸念されます。
ハザードマップの認知度	●(15)配布当時は認知度は高かったと思われませんが、時間の経過とともに認知度およびリスク意識が低下している可能性があります。
訓練など平時の取組みの実態	○由利本荘市では、年一回、総合防災訓練を市で主催しています。 ○にかほ市では、年一回の総合防災訓練と合わせて、各自主防災組織で避難訓練の実施をしています。県民防災の日には沿岸部で各自主防災組織での津波避難訓練を行うほか、県総合防災訓練の参観、リーダー講習会等を行っています。 ●(16)重要水防箇所や水防資機材等の状況を第一線で活動する水防団に十分理解してもらう必要があります。 ●(17)住民に自助・共助の大切さが十分理解されていないことが懸念されるため、防災意識向上に向けた継続的な取組みを行うことで、世代間の継承、災害に強い地域文化を形成する必要があります。

※●後ろの( )数字は課題番号

## ④河川管理者の課題

項目	現状○ と 課題●
河川管理者の課題	●(18)河川管理者からのさらなる情報提供が望まれます。 ●(19)水位計と監視カメラの設置など監視体制の充実が課題です。 ●(20)計画規模に対して流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫する恐れがあります。

※●後ろの( )数字は課題番号

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとします。

### 【5 年間で達成すべき目標】

由利地域の県管理河川は、山間部を流下する河川特有の流下型の氾濫と平野部における拡散型の氾濫といった河川特性を持ち、近年頻発している集中豪雨により急激な水位上昇を生ずる恐れがあり、迅速な防災行動を求められることが想定される。今後発生しうる大規模水害から人命を守るため、『迅速かつ確実な避難を可能にする地域防災力の向上』を目標とする。

※大規模水害： 想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

上記目標の達成に向け、由利地域において、河川管理者が実施する河川改修等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の取組を実施します。

- ① 由利地域における特徴を踏まえた避難に関する取組
- ② 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防や流域対策の取組
- ③ 地域防災力向上のための継続的な取組

## 6. 概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取組む主な内容は次のとおりとします。

### 1) ハード対策の主な取組み

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
<b>■洪水氾濫を未然に防ぐ対策</b>			
・河川改修の継続実施	(20)	引き続き実施	秋田県
<b>■危機管理型ハード対策</b>			
・計画的な州ざらい等の実施	(20)	引き続き実施	秋田県
<b>■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備</b>			
・水位計、雨量計及び情報収集・提供機器の更新・改良等	(4), (6), (19)	引き続き実施	秋田県

## 2) ソフト対策の主な取組み

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組み機関は以下のとおりです。

### ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組み

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組みとして、以下のとおり実施します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組み</b>			
・秋田県と気象台、由利本荘市、にかほ市のホットラインの構築	(4)	H29	秋田県、気象台、由利本荘市、にかほ市
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善	(1), (2), (3), (4), (5), (7), (8), (13), (18)	H29年度から実施	秋田県、気象台、由利本荘市、にかほ市
・水位計、雨量計の配置の見直しや増設	(4), (6), (19)	H30～33	秋田県
・水位周知河川の追加	(5)	H29年度から実施	秋田県
・最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域の公表	(14)	H30～33	秋田県
・新たな浸水想定に基づくハザードマップの作成	(14)	H31～33	由利本荘市 にかほ市
・水位周知河川以外の河川の浸水実績の把握と周知		引き続き実施	秋田県、 由利本荘市、 にかほ市
・実況雨量に基づく「簡易水位予測」(計算シート)の活用	(13)	適宜実施	秋田県、 由利本荘市、 にかほ市
・避難情報伝達手段の検討と整備	(11), (12), (14)	引き続き実施	由利本荘市 にかほ市
<b>■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組み</b>			
・ハザードマップ作成に向けたヒアリングや説明会、ハザードマップ完成時の周知の実施	(14)	引き続き実施	由利本荘市 にかほ市
・小中学校等における防災教育や出前講座等を活用した説明会の実施	(10)	引き続き実施	秋田県 由利本荘市 にかほ市
・地域全体の防災力向上を図るため町内や自主防災組織等による訓練の実施	(1), (2), (8), (16), (17)	引き続き実施	秋田県、 由利本荘市、 にかほ市

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間確保のための取組み

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に関する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施します。

主な取組み項目	課題の対応	目標時期	取組み機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制強化に関する取組み</b>			
・水害リスクの高い箇所の合同巡視の実施	(16)	引き続き実施	秋田県 由利本荘市 にかほ市
<b>■要配慮者利用施設の自衛水防の推進に関する取組み</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援	(9)	引き続き実施	秋田県 由利本荘市 にかほ市

3) 取組の進め方

地域防災力向上のために、これらの取組を継続的に行うことで住民自らが災害や防災への興味・関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育み『災害から生き抜く力』を身に付け、さらには世代間の継承、災害に強い由利地域の文化を形成します。

## 7. フォローアップ

- 各機関の取組内容については、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要です。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直します。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行います。
- 今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直します。

## 由利地域県管理河川減災対策協議会 規約（案）

### （名称）

第1条 本会の名称は、「由利地域県管理河川減災対策協議会（仮称）」（以下「協議会」）とする。  
なお、本協議会は水防法（昭和24年法律第193号・平成29年改正）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会とする。

### （目的）

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、由利地域の県管理河川（別表1）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。
- 3 協議会には座長を置くものとし、秋田県由利地域振興局長がその職務を行う。
- 4 座長に事故があるときは、秋田県由利地域振興局建設部長が、その職務を代理する。
- 5 座長及び座長の職務を代理する者に事故があるときは、出席委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

### （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表4の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

### （協議会の実施事項）

第5条 協議会、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携

して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

- 二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、秋田県由利地域振興局建設部に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年6月7日から施行する

平成30年3月19日改定

別表 1

由利地域県管理河川減災対策協議会 対象河川一覧表

対象河川
芋川、その他由利地域における指定区間内の一級河川及び二級河川

別表 2

由利地域県管理河川減災対策協議会 協議会委員

機関名	代表者
由利本荘市	市長
にかほ市	市長
秋田地方気象台	台長
秋田県由利地域振興局	局長
秋田県由利地域振興局総務企画部	部長
秋田県由利地域振興局建設部	部長

別表 3

由利地域県管理河川減災対策協議会 アドバイザー

機関名
国土交通省東北地方整備局河川部
国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所
秋田県総務部総合防災課
秋田県建設部河川砂防課

別表 4

由利地域県管理河川減災対策協議会 幹事会委員

機関名	代表者
由利本荘市総務部危機管理課	課長
にかほ市総務部防災課	課長
秋田地方気象台	防災管理官
秋田県由利地域振興局総務企画部地域企画課	課長
秋田県由利地域振興局建設部保全・環境課	課長

【由利地域における県管理河川（水位周知河川）】

No.	河川名	管理延長 (km)
1	子吉川水系芋川	44.3

【由利地域における県管理河川（非水位周知河川）】

No.	河川名	管理延長 (km)	No.	河川名	管理延長 (km)
1	子吉川水系子吉川	28.3	31	子吉川水系田沢川	2.0
2	子吉川水系大沢川	0.3	32	子吉川水系八塩沢川	2.6
3	子吉川水系赤田川	7.3	33	子吉川水系鶯川	13.7
4	子吉川水系土本川	2.6	34	子吉川水系笹子川	25.6
5	子吉川水系桂川	2.4	35	子吉川水系大久内沢川	0.5
6	子吉川水系桂川放水路	1.2	36	子吉川水系丁川	6.7
7	子吉川水系小関川	12.5	37	子吉川水系直根川	10.5
8	子吉川水系畑川	5.2	38	子吉川水系沢内沢川	0.8
9	子吉川水系岩船沢川	1.6	39	子吉川水系ホーラ沢	5.0
10	子吉川水系代内川	4.0	40	子吉川水系狐息内沢川	1.7
11	子吉川水系滝川	2.7	41	子吉川水系百宅川	9.4
12	子吉川水系雪谷又川	2.0	42	子吉川水系下玉田川	5.7
13	子吉川水系坂部川	1.6	43	子吉川水系布沢川	2.0
14	子吉川水系小友川	8.1	44	子吉川水系朱の又川	2.0
15	子吉川水系北ノ股川	3.2	45	白雪川水系白雪川	20.2
16	子吉川水系石沢川	41.2	46	白雪川水系鳥越川	5.0
17	子吉川水系杉森川	2.8	47	白雪川水系岩股川	4.3
18	子吉川水系大吹川	6.5	48	衣川水系衣川	13.0
19	子吉川水系法内川	6.5	49	衣川水系黒川	6.8
20	子吉川水系祝沢川	4.0	50	衣川水系蛇川	4.3
21	子吉川水系松沢川	8.0	51	衣川水系福俣川	4.8
22	子吉川水系新沢川	5.0	52	奈曾川水系奈曾川	12.2
23	子吉川水系鮎川	20.0	53	奈曾川水系清水川	5.1
24	子吉川水系黒森川	4.0	54	その他水系勝手川	3.9
25	子吉川水系天拝川	6.2	55	その他水系君ヶ野川	7.4
26	子吉川水系須郷川	3.4	56	その他水系二古川	3.8
27	子吉川水系久保田川	5.0	57	その他水系西目川	8.2
28	子吉川水系大砂川	5.0	58	その他水系大沢川	7.5
29	子吉川水系沢内川	3.0	59	その他水系赤石川	8.5
30	子吉川水系荒沢川	6.8	60	その他水系象潟川	3.6